

水上村スポーツサイエンス施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水上村スポーツサイエンス施設条例（令和8年水上村条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、水上村スポーツサイエンス施設（以下「スポーツサイエンス施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、利用の申込みをしなければならない。

(使用料の減免)

第3条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 水上村及び水上村教育委員会が主催する行事に利用するとき 全額免除
- (2) 水上村内において災害等が発生し、村民の非難が必要なとき 全額免除
- (3) その他村長が必要と認めるとき 100分の50の減額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、スポーツサイエンス施設使用料減免申請書（別記第1号様式）を村長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第4条 条例第11条ただし書の規定により、既納の使用料を還付することができる場合及びその還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなかった場合 未利用時間に相当する使用料の全額
- (2) 利用者が利用の日の前日までに、利用の取消しを申し出た場合 当該使用料の100分の80

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、スポーツサイエンス施設使用料還付請求書（別記第2号様式）を村長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第5条 村長は、条例第13条の規定による許可の取消し等の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(破損滅失の届出)

第6条 利用者は、スポーツサイエンス施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに村長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、利用部分に収容できる所定の範囲内とすること。
- (2) 所定の場所以外で、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
- (4) 騒音、暴力等により、他人に迷惑をかけること。
- (5) 許可を受けた附属設備以外のものを利用しないこと。
- (6) 許可を受けないで、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。

(7) 施設内をみだりに汚さないこと。

(8) その他スポーツサイエンス施設の運営に関する指示に従うこと。

(原状回復の点検)

第8条 利用者は、条例第14条の規定により、原状に回復したときは、速やかに、スポーツサイエンス施設を管理する職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第16条の規定により、指定管理者による管理が行われるときは、第3条から第5条までの規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の収入)

第10条 条例第17条の規定により、指定管理者に利用料金をその収入として収受させるときは、第3条及び第4条の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

水上村スポーツサイエンス施設使用料減免申請書

年 月 日

水上村長 様

住所

氏名

水上村スポーツサイエンス施設条例第10条の規定により施設の使用料の減免を申請します。

記

1 減免の理由：

2 使用する施設内の名称：

3 減免金額：金 _____ 円

第2号様式（第4条関係）

水上村スポーツサイエンス施設使用料還付請求書

年 月 日

水上村長 様

住所

氏名

年 月 日に利用許可のあった水上村スポーツサイエンス施設の利用について、下記の理由により利用できなかったため、その使用料の還付を請求します。

記

- 1 未利用の理由：
- 2 利用予定の施設内の名称：
- 3 還付金額：金 _____ 円